

香美町農業委員会総会(第2回)議事録

1. 開催日時 令和2年4月21日(火) 9:30~10:30
 2. 開催場所 香美町役場 3階 大会議室
 3. 出席委員(14人)
 会長 1番 亀村 庄二
 会長職務代理者 2番 古川 功兒
 委員 3番 岡田 久志
 4番 西村 功
 5番 井村 壽之
 6番 文堂 福一
 7番 中村 成一
 8番 門垣 日出男
 9番 中村 彰男
 10番 山本 薫
 11番 山本 太一
 12番 吉川 正人
 13番 橋本 幸長
 14番 前田 精一

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程
 第1 議案第 5号 香美町農業委員会会長の互選を求めることについて
 第2 議案第 6号 香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて
 第3 議案第 7号 議席の決定について
 第4 会期の決定について 4月21日 1日間
 第5 議事録署名委員の指名について
 第6 議案第 8号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

6. 農業委員会事務局職員紹介
 事務局長 藤原 博文
 事務局次長 福島 功
 書記 三浦 由紀子
 書記 寺川 公人

7. 会議の概要

事務局	本日の総会は新しい委員による最初の総会でありまして、議長の職務を執行すべき会長も会長職務代理者も定まっておられません。そこで、この総会の臨時議長を選出したいと存じますが、地方自治法第107条の規定に準じて、本日の出席委員の中で最年長であります中村成一委員に臨時議長をお願いしたいと思います。今後の議事進行は中村成一臨時議長にお願いしたいと思います。
臨時議長	これより議事に入ります。はじめに、日程第1 第5号議案「香美町農業委員会会長の互選を求めることについて」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	第5号議案「香美町農業委員会会長の互選を求めることについて」農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第5条第2項の規定により、本委員会の会長の互選を求める。続いて「香美町農業委員会互選規程」について説明する。
臨時議長	それでは、香美町農業委員会互選規程第3条の規定に基づき、ただいまから会長の選挙を行うことを宣告いたします。なお、先ほど事務局から説明がありましたように、選挙方法は「投票」か「指名推薦」のいずれかの方法によると定められておりますが、いかがいたしましょうか。
13番	指名推薦で行うことを提案します。
臨時議長	ただいま橋本委員より、会長の選挙の方法は「指名推薦」によるべき旨の提案がございました。会長の選挙の方法は、「指名推薦」によることとして異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長	異議なしと認めます。よって、会長の選挙の方法は、「指名推薦」によることに決定いたします。
臨時議長	続きまして、「指名推薦」で決定するには、この場で「指名推薦」していただく方法と、「選考委員制」によって「指名推薦」していただく方法がございます。それでは、どちらの方法で決定するのがよろしいか。
13番	「選考委員制」による「指名推薦」を提案します。
臨時議長	ただいま橋本委員より、会長の選挙の方法は「選考委員制」で「指名推薦」する旨の提案がございました。それでは、「指名推薦」は、「選考委員制」で行うこととして異議ございませんか。 (異議なし)
臨時議長	異議なしと認めます。よって選挙の方法は、「選考委員制」で「指名推薦」することに決定いたします。
臨時議長	それでは、選考委員はどのように決定いたしましょうか。 (議長一任の声)
臨時議長	ただいま議長一任の声がございましたが、私が選考委員を指名させていただくことでご異議ございませんか。 (異議なし)
臨時議長	それでは、選考委員として香住区、村岡区から各2名、小代区から1名選出することとし、橋本委員、吉川委員、古川委員、山本 薫委員、門垣委員の5名をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。これより、選考委員の方々には別室で選考をお願いいたします。 (選考委員は別室にて選考)
臨時議長	それでは、選考委員から選考の結果を発表していただきます。
選考委員	選考委員を代表いたしまして、私、古川から選考の結果を発表いたします。選考委員といたしましては、亀村委員を会長に指名推薦することに決定いたしましたことをご報告いたします。
臨時議長	ただいま、選考委員より亀村委員を会長に指名推薦するとの発表がございました。被指名人、亀村委員を当選人として決定することについて異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
臨時議長	異議なしと認めます。よって被指名人、亀村委員を当選人とすることに全員の同意があったものとみなし、互選規程第8条第2項の規定により、亀村委員を当選人といたします。
臨時議長	なお、互選規程第9条の規定によりますと、議長は当選人に会長にご就任いただけるかどうかの承諾を求め、3日以内に文書で承諾いただけるかどうかお返事をいただくこととなっております。また、互選規程第11条の規定によりますと、承諾いただいたときは、公告しなければならないこととなっており、同じく第12条の規定により、この公告の日から会長に就任することとなっております。これら一連の事務手続きは早急に進めることとして、まずはこの場において、当選人、亀村委員に、会長に就任いただけるかどうか伺うこととします。それでは、亀村委員、ご承諾いただけますでしょうか。
当選人	ご指名に従い、承諾させていただきます。よろしく願いいたします。

	(拍手)
臨時議長	ただいま、当選人、亀村委員より、会長にご就任いただくことについてご承諾が得られました。よって第5号議案「香美町農業委員会会長の互選を求めることについて」は、当選人「亀村庄二」氏に決定いたしました。
臨時議長	それでは、ここからは香美町農業委員会会議規則第6条により、会長を議長としますので、臨時議長を退任させていただきます。
議長	つづきまして、日程第2 第6号議案「香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	第6号議案「香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて」農業委員会等に関する法律第5条第5項により、本委員会の会長職務代理者の互選を求める。続いて、香美町農業委員会互選規程について説明する。
議長	それでは、香美町農業委員会互選規程第3条の規定に基づき、ただいまから会長職務代理者の選挙を行うことを宣告いたします。なお、先ほど事務局から説明がありましたように、選挙の方法は「投票」か「指名推薦」のいずれかの方法によると定められておりますが、いかがいたしましょうか。
7番	「指名推薦」での選考を提案いたします。
議長	ただいま中村成一委員より、会長職務代理者の選挙の方法は「指名推薦」によるべき旨のご提案がございました。会長職務代理者の選挙の方法は、「指名推薦」によることとして異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって会長職務代理者の選挙の方法は、「指名推薦」によることに決定いたします。
議長	続きまして、「指名推薦」で決定するには、この場で「指名推薦」していただく方法と、「選考委員制」によって「指名推薦」していただく方法がございます。それでは、どちらの方法で決定するのがよろしいか。
7番	「選考委員制」で「指名推薦」する方法を提案いたします。
議長	それでは、中村成一委員から、会長職務代理者の選挙の方法は、「選考委員制」で「指名推薦」する旨の提案がございました。それでは、「指名推薦」は「選考委員制」で行うこととして異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、会長職務代理者の選挙の方法は、「選考委員制」で「指名推薦」することに決定いたします。
議長	それでは、選考委員を定めて「指名推薦」を行いますが、選考委員をどのように決めたらよろしいでしょうか。
	(議長一任の声)
議長	議長一任の声がございましたが、私が指名することとして異議ございませんか。
	(異議なし)

議 長 異議がないようですので、私から選考委員を指名させていただきます。香住区から前田委員、中村成一委員、村岡区から、山本太一委員、西村委員、小代区から中村彰男委員、以上5人を指名いたしますので、よろしくお願いします。それでは、選考委員の方々は、別室で選考をお願いいたします。

(選考委員は別室にて選考)

議 長 それでは、選考委員から選考の結果を発表させていただきます。

選考委員 選考の結果を発表いたします。選考委員といたしまして、会長職務代理者には古川功児委員を指名推薦することに決定いたしましたことを報告いたします。

議 長 ただいま、選考委員より古川功児委員を会長職務代理者に指名推薦するとの発表がございました。それでは、被指名人、古川功児委員を当選人と決定することに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、被指名人、古川功児委員を当選人とすることに全員の同意があったものとみなし、互選規程第8条2項の規定により、古川功児委員を当選人といたします。

議 長 なお、互選規程第9条の規定によりますと、議長は当選人に会長職務代理者にご就任いただけるかどうかの承諾を求め、3日以内に文書で承諾いただけるかどうかお返事をいただくこととなっております。また、互選規程第11条の規定によりますと、承諾いただいたときは、公告しなければならないこととなっております。同じく第12条の規定により、この公告の日から会長職務代理者に就任することとなっております。これら一連の事務手続きは早急に進めることとして、まずはこの場において、当選人、古川功児委員に、会長職務代理者に就任いただけるかどうか伺うこととします。それでは、古川功児委員、ご承諾いただけますでしょうか。

当選人 ご指名に従い、承諾させていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

議 長 ただいま、当選人、古川功児委員より、会長職務代理者にご就任いただくことについて、ご承諾が得られました。よって、第6号議案「香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて」は、当選人、「古川功児」氏に決定しました。

議 長 それでは、日程第3「第7号議案 議席の決定について」ですが、香美町農業委員会規則第8条に「議席はあらかじめくじで定める。」と定められております。これに従いまして、ただいまから事務局が持って回りますくじを引いていただき、まず、くじを引く順番を決めます。

(事務局は各委員のくじ番号を確認する。)

議 長 次に、議席を決めるためのくじを引いていただきます。議席1番は会長、議席2番は会長職務代理者となりますので、議席番号は3番から14番となります。それでは、事務局がくじをお持ちしますので、くじを引いてください。

(事務局は各委員のくじ番号を確認し、議席番号を発表する。)

事務局 改めて議案の朗読をいたします。議案第7号「議席の決定について」香美町農業委員の議席を次のように決定する。以下議席番号順に指名を読み上げる。

議 長 それでは議案第7号「議席の決定について」は以上の番号に決定いたしました。誠に恐縮でございますが、議席番号に従って、荷物をお持ちいただき、席を移動していただけますでしょうか。

	(事務局は各委員の移動等の手助けをする。)
議長	今後、皆様の任期中に開催される総会では、この議席順に着席をいただきますようお願いいたします。
議長	次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。おはかりします。会期は本日、1日としてよろしいか。
	(異議なし)
議長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日といたします。
議長	次に、日程第5「議事録署名委員の指名について」でございますが、2番 古川功児委員と3番 岡田久志委員をこの総会の議事録署名委員に指名したいと思いますが、異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、この総会の議事録署名委員に2番 古川功児委員と3番 岡田久志委員を指名します。
議長	次に、日程第6 議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条1項の規定による農地利用最適化推進委員を、次の者に委嘱する。以下、①住所、②氏名、③生年月日、④担当区域の順に10人を読み上げる。続けて、議案資料①の4ページにより農業委員等に関する法律第17条の規定について説明する。また、3月23日に開催した農地利用最適化推進委員審査委員会で、10人ともに適当と判断されている旨を申し添える。
議長	事務局から議案の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、これより採決をとります。議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は原案どおり決定してよろしいか。
	(異議なし)
議長	それでは、議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は原案のとおり異議なしとし、10人を農地利用最適化推進委員として委嘱することに決定いたしました。
議長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟